

議会運営委員会会議録

(令和5年12月1日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和5年12月1日(金)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	吉村直城	副委員長	尾崎恵一
委員	吉田茂生	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	山下正敏

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 佐々木史仁

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 本多幸雄 局長補佐 小松一恵

説明のため出席した者

(総務課)

課長 立花慶司

(企画財政課)

課長 清水雅人

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 一般質問の方法について(通告順)
- (3) 議案の概要説明とその取り扱いについて
- (4) 請願・陳情等の取り扱いについて
- (5) 追加議案について
- (6) 各委員会等の開催について
- (7) その他
 - ① 議会基本条例の検証について
 - ② その他

開会 9時00分

閉会 9時50分

○尾崎副委員長 皆さん、おはようございます。それでは、所定の時間となりましたので、ただいまより議会運営委員会を開催いたします。

会に先立ちまして、委員長より御挨拶をお願いいたします。

○吉村委員長 改めまして、おはようございます。急に寒くなってまいりましたが、体調管理万全にさせていただきまして、12月議会に臨んでいただきたいと思います。早速議会運営委員会に全員出席していただきましてありがとうございます。9時50分に一旦終わらなければ打ち切りまして、10時から委員会になりますので、打ち切りまして終わらなければその委員会終了後また再開という形で取らせていただきます。いつものことながら、建設的な御意見をいただきまして、議会運営に御協力していただきたいと思います。よろしく願いをいたしまして、着座のまま進行させていただきます。

○尾崎副委員長 ありがとうございます。それでは、早速協議事項に入ってまいります。進行取りまとめ、委員長、よろしく願いいたします。

○吉村委員長 それでは、早速でございますが、協議事項に入らせていただきます。

まず、議事日程につきまして、会議録署名議員でございますが、今回は9番、原田議員、11番、中野議員、2名、よろしく願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、9番、原田議員、11番、中野議員、2名の議事録署名議員で決定いたしました。

会議の日程についてでございますが、8日間、12月8日金曜日から12月15日金曜日までの8日間ということにいたしたいが、これについて御意義ございませんか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、会期の日程は12月8日から15日ということで決定をさせていただきます。

次に、諸般の報告でございますが、議長活動状況報告、例月出納検査報告・定期監査報告、請願・陳情の取扱い報告、議員派遣結果報告、これにつきましては初日の12月の8日に出したいと思いますが、これについてはよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、諸般の報告は12月8日、初日ということで決定させていただきました。

なお、ちょっとお諮りしたいんですが、この東京と千葉の行政視察研修、それと徳島の議員研修それと議会報告会、これが報告があるんですけども、これにつきまして、皆さんお目通ししてもらったと思いますけども、東京、千葉の行政視察研修と徳島の議員研修、この2案につきましては、読んでも御承知のように長いので、あれはお目通し願うということでさせていただいて、議会報告会はこれ大事なことです、決めたことです、これにつきましては副議長のほうからの報告ということにしたいんですけども、これについていかがなものでしょう。

(「いいです」と言う者あり)

○吉村委員長 そしたら、行政視察研修と議員研修、これについてはお目通し願うということで議会報告会を報告させていただくということにさせていただきます。それでは、そのように決定させていただきます。

次に、所管事務調査の委員長報告でございますけども、今回は産業厚生常任委員会の報告で、吉田委員長のほうから報告という、1案のみですが、これについては別に異論ございませんね。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、吉田委員長、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、一般質問の方法についてでございますが、今回はいつもどおり通告制なんですけども、お目通し願えたと思いますけども、金繁議員、嘉喜山議員、池田議員の3名の方から出ております。少ないんですけども、これはもう通告順ということでよろしゅうございますか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、通告順ということで決定をさせていただきます。

金繁委員。

○金繁委員 1つ訂正したいんですが、よろしいでしょうか。私の一般質問の中で。

○吉村委員長 はい、どうぞ。

○金繁委員 1つ訂正させてください。私の一般質問の1ページ目の1番の第2パラグラフの中で、このページの真ん中ぐらい、全国の自治体に呼び掛けているオーガニックビレッジ宣言には、既に100の市町が手を挙げてとあるんですけども、これを既に91の市町村が、に訂正させてください。よろしいでしょうか。

○吉村委員長 これは数字の間違い、訂正ですね。ということなんですけども、どうですか。

石川委員。

○石川委員 91も約100も私は一緒だと思うんですけど。訂正する必要性はあまりないように感じますが。

○金繁委員 はい、ありがとうございます。実は、その後の市町って書いてあるんですけど、市町村で、村も入れたいんですね。なので、はい。

○吉村委員長 そういうことですが、どうですかね。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 それでは、訂正ということでよろしく願いをいたしたいと思います。

その他、ありませんか。今回は資料等の持込み申請等もないようでございます。それでは、なければ、これで一般質問を終わらせていただきます。

次に、議案の概要説明とその取り扱いについて、理事者提案に関するもの17案、承認1案、報告2案、条例制定1案、条例改正3案、契約1案、補正予算6案、その他3案。17案が出ております。

本日、総務課長、企画財政課長の出席をいただいております。説明を求めたいと思いますが、いつもながら、この質疑は、議案の詳細ではなく、議会運営に関することのみでございますので、その辺をよろしく御協力を願いたいと思います。

それでは、総務課長。

○立花総務課長 失礼します。それでは、補正予算を除き、議案のそれぞれのポイントのみ簡潔に説明させていただきます。承認第7号、議案書は紙ベースでお配りしております。

専決処分第8号の承認を求めることについて(損害賠償の和解)について説明をいたします。この専決処分は、令和5年8月9日に台風6号による強風により旧城辺商工会総合事務所敷地内の樹木が倒木し、駐車していた車両を損傷させたことに関し、相手方と損害賠償の和解をするため、議会に報告するものであります。3ページに記載の4名の方が和解の相手方でありませぬ。事件の概要及び和解の額の総額は、2ページに記載のとおりで、一部を除き、全国自治協会町村自動車損害保険から支払われております。当日は、私が提案説明をします。

次に、報告第8号、こちらの議案書は紙ベースとなります。

専決処分第9号の報告について(損害賠償の和解)について説明をいたします。

この専決処分は、令和4年12月14日に公用車を運転中に起こした自動車事故に関し、相手方と損害賠償の和解をするため議会に報告するものであります。和解の相手方、事故の概要及び和解の金額は、裏面に記載のとおりであります。当日は、織田高齢者支援課長が提案説明をします。

これ以降の議案は、タブレットに掲載しております。

次に、報告第9号、令和5年度(令和4年度実績)教育委員会点検・評価の報告について、報告書の2ページを御覧ください。この報告は、下段参考に示しておりますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、3ページ下段の5に記載の3名の外部評価者から御

意見をいただき、定例教育委員会に諮りましたので、議会に報告するものであります。

当日は、酒井教育長職務代理者が説明をいたします。

次に、第52号議案、愛南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について説明をいたします。

この改正は、人事院の勧告に基づき、国、県の給与改定に準じて本町職員等の給与月額、手当等を改めるため、関係条例を整理するもので、主な改正の内容は、先般の議員全員協議会で報告をさせていただきましたので、本日の説明は割愛させていただきます。当日は、私が提案説明をします。

次に、第53号議案、愛南町国民健康保険税条例の一部改正について説明をいたします。

この改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正により、本条例の一部改正を提案するものであります。一部改正の内容は、新旧対照表により4ページ以降にお示ししております。改正の概要は、出産する被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置並びにその軽減のために必要な届出事項等の規定を新設するものであります。当日は、山本税務課長が提案説明をします。

次に、第54号議案、愛南町下水道事業の設置等に関する条例の制定について説明をいたします。

本案は、小規模下水道管理事業及び町営浄化槽整備推進事業について、令和6年度から公営企業会計に移行することに伴い、地方公営企業法の規定に基づき、町の経営する企業の設置等に関し必要な事項を定めるため、新たに本条例の制定を提案するものであります。条例の内容につきましては、先般の議員全員協議会において担当課長から報告しておりますので、私からの説明は割愛させていただきます。当日は、山本環境衛生課長が提案説明をします。

次に、第55号議案、愛南町火災予防条例の一部改正について説明いたします。

この改正は、対象設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、本条例の一部改正を提案するものであります。一部改正の内容は、新旧対照表により4ページ以降にお示ししております。改正の概要は、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火器設備等の基準を改めるものであります。当日は、浅海消防長が提案説明をします。

次に、第56号議案、R5魚神山漁港海岸保全施設整備連携工事請負契約の変更について説明をいたします。

本案は、令和5年9月11日に請負契約の議決を受けている工事の変更契約に係るもので、工事の変更内容については、3ページの平面図及び4ページの縦断図にお示ししておりますが、消波ブロックの追加製作で、当初の216個から15個増工して231個の製作を行うものであります。最初のページにお戻りください。3の契約金額につきましては、1億1,440万円を410万円増額し、1億1,850万円に変更します。当日は、瀧水産課長が提案説明をします。

次に、議案番号は飛びますが、第63号議案、第5号南予レクリエーション都市公園の指定管理者の指定について説明をいたします。

第5号南予レクリエーション都市公園の指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了となりますので、指定管理者は南レク株式会社、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする指定管理者を提案するものであります。2ページの図面、赤い線で囲っております部分が指定管理事業区域、3ページは過年度の収入状況の資料となります。当日は、兵頭商工観光課長が提案説明をします。

次に、第64号議案、愛媛県市町総合事務組合規約の変更について説明をいたします。3ページの新旧対照表を御覧ください。本案は、別表第2の組合の共同処理に、共同処理する事務の第4項で定められております交通災害共済事務につきまして、今回、大洲市が脱退するに当

たり提案するものであります。

最後に、第65号議案、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について説明いたします。ただいまの交通災害共済事務から大洲市が脱退することに伴い、共同処理に係る一切の財産について愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものであります。第64号議案及び第65号議案については、当日は私が一括により提案説明をします。

以上で私からの説明を終わります。

○吉村委員長 ありがとうございます。総務課長から報告がありましたが、御質疑ございませんか。

ないようですので、それでは次に、清水企画財政課長のほうから議案について説明をお願いいたします。

清水課長。

○清水企画財政課長 それでは、補正予算につきまして説明させていただきます。

最初に、第57号議案、令和5年度愛南町一般会計補正予算第5号について、12月補正予算概要説明書により説明いたしますので、概要説明書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、上段の表の一般会計の項のとおり、歳入歳出それぞれ8億1,970万7,000円を追加し、総額を175億6,140万9,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明いたしますので、説明書の7ページを御覧ください。

1款議会費は58万円の増額、2款総務費は3億383万7,000円の増額、3款民生費は2億9,434万4,000円の増額、4款衛生費は5,795万2,000円の増額、6款農林水産業費は1,845万2,000円の減額、7款商工費は7,990万6,000円の増額、8款土木費は873万5,000円の増額、9款消防費は505万5,000円の増額、10款教育費は1,626万2,000円の増額、13款諸支出金は7,148万8,000円の増額となっております。主な内容は記載のとおりでございます。8ページ以降に事業の詳細説明を添付しておりますので、後ほど御覧いただけたらと思います。

歳入につきましては、7ページ上段に掲載しておりますが、14款国庫支出金は3億8,518万5,000円の増額、15款県支出金は2,944万1,000円の減額、17款寄附金は3億3,200万円の増額、18款繰入金は7,171万9,000円の増額、20款諸収入は2,234万4,000円の増額、21款町債は3,790万円の増額となっております。主な内容は掲載のとおりです。当日は木原副町長が提案説明をいたします。

次に、第58号議案、令和5年度愛南町国民健康保険特別会計補正予算第2号について説明をいたします。

特別会計についての資料は、同じく概要説明書の3ページになります。

今回の補正予算は、上段の表のとおり、歳入歳出それぞれ3,389万2,000円を追加し、総額を30億1,539万2,000円とするものです。当日は、中田町民課長が提案説明をいたします。

次に、第59号議案、令和5年度愛南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、歳入歳出それぞれ230万8,000円を追加し、総額を32億9,937万2,000円とするものです。当日は、織田高齢者支援課長が提案説明をいたします。

次に、第60号議案、令和5年度愛南町温泉事業等特別会計補正予算（第1号）についてですが、歳入歳出それぞれ507万5,000円を追加し、総額を9,371万7,000円とするものです。当日は、入江一本松支所長が提案説明をいたします。

次は、企業会計でございます。

まず、第61号議案、令和5年度愛南町上水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたしますので、補正予算書の3ページを御覧ください。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出について2,874万円を増額し、それぞれ7億4,

083万6,000円とするものです。当日は、中道水道課長が提案説明をいたします。

最後に、第62号議案、令和5年度愛南町病院事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。補正予算書の3ページを御覧ください。今回の補正予算は、資本的収入について562万9,000円を増額し、1,514万4,000円とするものです。当日は、近田一本松病院事務長が提案説明をいたします。

以上で説明終わります。

○吉村委員長 説明が終わりました。御質疑ございませんか。

はい。ないようですので、これにて説明を終わります。

次に、議会提案に関するもの、事務局長、ありますか。

本多事務局長。

○本多事務局長 初日はございません。以上です。

○吉村委員長 初日はないようでございます。以上でございます。

それでは次に、議案の審議方法について移らせていただきます。

第64号議案、愛媛県市町総合事務組合規約の変更についてと、第65号議案、愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分についての2議案につきましては、関連があるため一括提案とし、質疑は別々に行うということにいたしたいが、よろしゅうございますか。

（「はい」と言う者あり）

○吉村委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に、補正予算の質疑の方法に移らせていただきます。第57号議案の一般会計補正予算については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということにいたしたいが、これにご意義ございませんか。いつもどおりです。

（「はい」と言う者あり）

○吉村委員長 それでは、歳入歳出それぞれ全般を通じて質疑ということで、57号議案を決定させていただきます。

次に、第58号議案から第60号議案の特別会計補正予算については、歳入歳出全般を通じて質疑を行うということにいたしたいが、これもよろしゅうございますか。

（「はい」と言う者あり）

○吉村委員長 それでは、全般を通じてということで決定をさせていただきます。

次に、第61号議案と62号議案の事業会計補正予算について、これにつきましても、予算書全般を通じて質疑を行うということにいたしたいが、これもよろしゅうございますか。

（「はい」と言う者あり）

○吉村委員長 それでは、予算書全般を通じてということで決定をさせていただきます。

次に、請願・陳情等の取扱いについてでございますが、受理件数は6件でございます。請願は出ておりません。陳情等について6件、一覧表のとおり6件出ております。いつもどおり、陳情等についての御意見等ございましたら。御意見ありますでしょうか。なんかありませんか。

石川委員。

○石川委員 第7号学校給食の無償化ということで、国のほうも動きつつはあるんですけども、この意見書を議会として出すか出さないかっていうのは、これは一度検討したほうが私はいいいんじゃないかなというふうに思いますが。

○吉村委員長 今、石川委員のほうからお聞きのと通りの意見が出ました。これについて皆さんの御意見を伺いたいと思います。石川議員は御承知のように、どちらかの常任委員会にという意見だったんですが、皆さんの御意見を聞きたいと思います。それとも委員会じゃなくてどっかで協議するかと。どんなもんですか。

山下委員。

- 山下委員** 確認ですが、愛南町、3年間無償化やったですかね。ということは、5、6、7年度までは無償化で進んでいるんで、教育委員会もそれ以降はまた検討するという事だったと思うんですが。ここですることも、やぶさかではないんやけど、別にあんまりする必要はないんじゃないかと私は思うんですが。
- 吉村委員長** 山下委員からはお聞きのような意見が出ました。一応決めなきゃいけないんで、皆さんの御意見を。
吉田委員。
- 吉田委員** 私も今、山下委員と同じ意見でございます。
- 吉村委員長** 吉田委員はお聞きのとおりです。
金繁委員。
- 金繁委員** 私は、検討して意見書として採択できたらそれに越したことはないと思います。というのが、やっぱり町の負担で、一応愛南町は学校給食、義務教育の無償化になりましたけど、やはり国が一步踏み出してもらわないといつまでも地方の負担になりますので、3年後に向けてやっぱ国がしっかりと体制をつくるように求めるほうが私はいいと思うので、やるなら総務文教かと思いますけど、委員会で協議をしてはどうかと思います。
- 吉村委員長** お聞きのとおりです。もう全員の意見を聞かなきゃいけないんでね。
そしたら尾崎副委員長。
- 尾崎副委員長** 愛南町は既に3年間という期間限定で無償化になっておると。また、その以降についても検討するという事で私は理解しております。これは国からの長期的な話であると捉えておりますが、これについて、現時点では愛南町は無償化になつとるというからにしたら、取り上げなくても問題はないのかなと私は思っております。
- 吉村委員長** それでは、そういうことでございますが、分かれたんですが、どうしますか、これ。
多数決でここで決めるいうのも。
石川委員。
- 石川委員** 地方の負担でやるのと、恒久的にやっぱり予算措置を国に求めるということと、やっば分けて考えたほうが私はいいと思うんですよ。各市町村、いろいろな御意見あろうかとは思いますが、国が予算措置を取っていただければ、各市町村が貧しいところも豊かなところも含めて、均等に児童に対して給食が無償化されるというのは、保護者にとってはすごく大きな話になってきょうかと。長期的な視点で私は考えて、この意見書はどこかの委員会に付託して検討すべきじゃないかというふうに私は思います。
- 吉村委員長** 検討しなくてもいい、検討するということではないと思うんですけども。
はい、どうぞ。
- 尾崎副委員長** 事務局にちょっとお聞きしたいんですけども、これは全ての全国の市町村に対して出てきたようなものなのか、また愛媛県内の自治体に関してか、どの辺りの範囲でこれはきているんですか。
- 吉村委員長** 本多事務局長。
- 本多事務局長** 全て確認はできてはいないんですけども、愛媛県下の自治体にはおそらく同じものが出されているんじゃないかと考えております。以上です。
- 吉村委員長** お聞きのとおりですが、余談ですが、松前町はこれを争点に首長選もありましたけども、どうですか。まとめなきゃいけないんで、多分これ検討するにはやぶさかじゃないとは思いますが、私が言うのもどうかと思うんですけども、それでしたら、ワンクッションを置いて検討すると、してみるということにしますか、どうですか。もうこれ、どっちか決めなきゃいけないんで。
吉田委員。
- 吉田委員** 検討するんであれば、委員会のほうでぜひ検討していただければと思いますが。

○吉村委員長 産業厚生委員会で検討ですか。

どうですか、今、そういう意見が吉田委員から出ましたけども、どんなものでしょう。
尾崎副委員長。

○尾崎副委員長 私は、もう総務文教常任委員会に検討していただければいいかと、このように思います。

○吉村委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 この付託の方法なんですけども、実際、これを請願のような形で、請願審査という形で委員会がそれを審議するのか、もしくはもう一つの方法としまして、所管事務調査という形で取り上げるのか、2つの方法があるんですけども、どういった形を選択されるのか、御協議をいただきたいと思います。

○吉村委員長 局長から今話あったんですけども、その前に、付託して検討するかどうかをどちらか方向性だけ決めなきゃいけないんで、どうしますか。
山下委員。

○山下委員 いいですよ。そっちの方向で。

○吉村委員長 いいですか。そしたら、もう委員会にということで、まずはそちらに一回検討してみると、するというので決定をさせていただきます。次に、今局長のほうから説明ありましたように、所管事務でやるのか請願のような形でやるのか、どちらか決めなきゃいけないんで、どうしますか。

石川委員。

○石川委員 請願の取扱いでいいと思うんですが、それも含めて委員会に出したらいいんじゃないかと。私はもう請願で、請願の取扱いでいいと思います。

○吉村委員長 皆さん、どうですか。それでは、請願のやり方と取扱いの方法でと、総務常任委員会にということで決定をさせていただきます。

それでは、この件については終わります。次に追加議案についてでございますが、理事者提案について追加議案はないようですが、どうですか。

立花総務課長。

○立花総務課長 追加議案についてですが、教育長の任命同意案件につきましては、現時点では予定はありませんが、会期中に清水町長のほうから伝達がございましたら、最終日に追加提案する場合があります。また、戸籍法の一部改正をする法律が施行されることから、愛南町事務手数料条例の一部改正を追加提案する場合があります。以上です。

○吉村委員長 お聞きの通りでございますが、今の状態ではちょっとクエスチョンということでございます。議会提案については、局長。

○本多事務局長 閉会中の所管事務調査、継続審査の申出を予定しております。以上です。

○吉村委員長 お聞きのとおりでございます。それでは、一応ここで執行部の方は退席を。

(執行部退席)

○吉村委員長 それでは、引き続きまして、各委員会の開催等についてでございますが、まず、議会運営委員会の開催日なんですけども、今のところ、今お聞きのように、ないということですが、ないというよりも、ちょっとクエスチョンが入ったんですけども、今のところ予定はいたしておりませんが、その追加議案がもし出た場合でございますが、これちょっと、今ちょっとクエスチョンの中にその前段の分が、お聞きのように前段の分が出たんですけども、今まではこう、初日の9時からとっていたんですけども、どうしますか、議運。もし追加が出た場合。

(発言する者あり)

○吉村委員長 いやいや、やるんですけども、その日にちを、今までは当日10時から開会で9時から議運をやっておったんですけども、今お聞きのように、万が一その前段の分が出た場合ですよね。出なかったら別なんですけども、出たらちょっと大事、言ったら大事なことなんで。それ

とも今までどおり9時からするか、それとも、この間もちらっと出たんですけども、告示になって、告示は御承知のようにこの間は、前はちょっと早かったんですけども、3日前ですから、だから、やるんだったらもう前日ぐらいですか、いうことになるんですが、もうこれは決めてもらわなきゃいけないんで、どうですか。

はい。

○山下委員 もう当日9時からでいいんじゃないですか。

○吉村委員長 金繁委員。

○金繁委員 私は、できるだけ速やかに、その議案が分かった時点で、出される時点で開いていただけたらと思います。これは本会議の中でされるんですけど、この前の臨時会も前日だったんですけど、前日でもやっぱりその他のところでまた言おうと思っているんですけど、議案が出てきた時点で速やかにやっていただいたほうが、じゃあ誰に出席して理事者側いただくのかっていうこともやっぱり話さないといけないので、前日より、できれば前々日とかに開いていただけたらと私は思います。

○吉村委員長 今出たんですけども、誰に出席というのは、こちらから出席要請はできませんので、理事者のほうからですんで、その辺は了解しとってください。この間は、さっき触れましたけども、ちょっと早かったんで、たまたまこの間あれが6日前やった、普通ならば3日前ですんで、やるのであればその3日前に、もうさっき触れましたように前日ぐらいなんですけど、山下委員からはもう通常どおりあれでいいんじゃないかということなんですけど、金繁委員からこうですということなんで、どちらか決めなきゃいけないんで、これも皆さんの御意見。

はい。

○山下委員 金繁委員、提案者に質問をしたいということで時間を取れということなんでしょ。

○吉村委員長 金繁委員。

○金繁委員 質問もあるんですけど、例えば今回、人事のことなので、どういう方を出されてくるのか、やっぱりその当日言われても調べるすべもないわけで、前回と同じ人が出されるのであればまた違うかもしれないんですけど、また違った人であった場合に、前日の朝出されても、それどういう方かというのを情報収集する時間がないので判断できないですよ、と私は思います。

○吉村委員長 山下委員から、そういうことなんですけど、ただ一点、前回のあれは終わったことなんですけども、全員協議会で前もって人については前もって出ていましたわね、前回についてはですよ。これは当日の議運であれしたわけじゃなくて、人物については。それだけは汲み取りたいと思いますが、どうします。3日前ということで、もうこれ皆さんの意見で、通常なら慣例で当日やったんですけども、どうですか。

(発言する者あり)

○吉村委員長 尾崎副委員長。

○尾崎副委員長 通常のものであれば当日で私は構わないと思いますけれども、今回の人事案については臨時会の中で一回否決された案件ということでありますので、やっぱりより慎重な対応が求められると思いますから、最低でも前日、できるだけ早いほうが私はいと思います。

○吉村委員長 尾崎副委員長からそういうことですが、最低でもいうても告示が3日前なんで、前日かあれいうても早いとできないんで。

吉田委員。

○吉田委員 私も尾崎委員と同じ意見なんですけども、前回否決してますので、本当に重要な案件だと思うんですね。できれば前日お願いしたいと思います。

○吉村委員長 石川委員。

○石川委員 私はやっぱ早めに出して、もう同じ、前回臨時会で出された人事の同意案件を、全く同じ人が出てくるのであれば、もうそれは出すか出さないかだけの話なんで、早めに出すのも

全然問題ないと思いますので、早めに議運開いたらいいと思います。

○吉村委員長 それぞれ皆さんの御意見は聞いたんですけども、そしたら早めということで、前日ということに決定してもらいましてよろしゅうございますか。時間なんですけど、前日いうたら木曜日かね、木曜日の何時からにしますか。時間も午前、午後か。10時でいいですか。10時ということで。そしたら、前日、12月14日木曜日の午前10時から、追加議案が出れば議運を開催ということに決定させていただきます。

本多事務局長。

○本多事務局長 時間なんですけども、会期中、なんか他にも事案がある場合もありますので、時間につきましては事務局のほうで調整をさせていただいてよろしいでしょうか。

○吉村委員長 そういうことです。ちょっと配慮が足りませんでした。そういうこともありますんで。どうですか、いいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉村委員長 そしたら、時間についてはまた分かり次第いうことで、なるべく早くということで決定させていただきます。

それでは次に、会期中の常任委員会の開催日、請願審査等なんですけど、これにつきましては予定ございますか。

本多事務局長。

○本多事務局長 総務文教常任委員会が、先ほどの請願審査の関係がございまして、通常でしたら月曜日11日の開催というのが通常なんですけども、その辺りは調整をお願いしたいと思います。以上です。

○吉村委員長 先ほど、請願のあれでということで給食の件が出たんですけど、11日いうたら何曜日。月曜日、どうですか。

石川委員。

○石川委員 初日、多分一般質問が3人なんで早く終わるんじゃないかなというふうに思うんですけど、議案があるにしても、無理か。それでいいと思います。月曜日で。

○吉村委員長 一応これ、今終わってからのことなんですけども、ただ、委員会もこうオープンにしていますので。とするならば、やっぱり終わってからはやっぱり一般的にはちょっとあれなんで、その辺はちょっと慎んでもらったほうがいいかなと思っておるんですけど。じゃあ、月曜日、11日ということで、石川委員長、いいですか。

○石川委員 いいです。

○吉村委員長 時間どうします。

○石川委員 時間は10時からで。

○吉村委員長 10時から。はい。それでは、一応、総務文教常任委員会が請願の審査日を12月11日月曜日の10時からということで決定をさせていただきます。産業委員長のほうはないですね。

(発言する者あり)

○吉村委員長 閉会中の常任委員会所管事務調査等なんですけども、実施する場合につきましては、両常任委員長は、所管事務調査申出書を11日月曜日の5時までに事務局のほうへ提出を願いたいと思います。

次に、その他でございますが、1つ、議会基本条例の検証について、多分皆さんお目通ししとると思うんですけど、議会資料1、2を見ていただきながら、事務局長説明願います。

○本多事務局長 9月の運営委員会におきまして、検証方法について検討していただいたんですけど、今回、事務局案といたしまして、議会資料1のとおり評価検証シートのほうを提案させていただきます。これにつきましては、昨年と同様なんですけども、議会基本条例の内容について、1から5までカテゴリー別に分けて、関係条文をひもづけております。これを各議員にお配り

いたしまして、評価の理由であるとか経緯及び取組状況等、今後の取組について記入をしていただいて、これを取りまとめてこの議運のほうで検証していこうという内容でございます。

スケジュールといたしましては、12月中にこの評価シートを作成いたしまして、12月下旬もしくは2月頭に、各議員には1月の26日辺りを締切りとして提出をしていただいて、2月中にこの議運の中で再度検証して、それを3月中に議長に提出、そして全協で報告しようというスケジュールを考えております。以上です。

○吉村委員長 説明が終わりました。これについては別にありませんか。はい。ないようでしたらそのように決定させていただきたいと思います。時間になったんですけど、その他なんかありますか。

はい。

○金繁委員 今後検討していただけたらと思うんですけど、さっきの臨時会などで、前日に議運が開かれて議案を知ることができるっていうのが結構厳しいときもありまして。予定が入っていたら他の議会とかどうなっているのかも、もし調べていただいて、もう少し二、三日早めに設定していただけるようになればありがたいと思います。以後検討お願いします。

○吉村委員長 これは全協のほうであれなんですけども、先ほど何回も言いましたように、告示が臨時議会は3日前です。もう早くしても前日しかできませんので、当日か告示日の告示、臨時議会でしょう。で、その辺は議長と相談して、はい検討させていただきます。

最後に、初日は57号議案の一般会計補正予算についての提案理由の説明までにとどめて、質疑、討論、採決は最終日ということで決定したいと思います。よろしゅうございますね。

それでは、ないですね。他ないですね。

(「ないです」の声あり)

○吉村委員長 それでは、これをもって議会運営委員会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

委員長